

地域密着型金融推進計画

[平成 21 ~ 22 年度]

平成 21 年 4 月 1 日

秋 田 県 信 用 組 合

地域密着型金融の推進計画

秋田県信用組合

〔はじめに〕

当組合は平成 19～20 年度の 2 年間「地域密着型金融推進計画(リレーションシップバンキング機能強化計画)」を策定し、地域経済の発展なくして営業地区内での存在意義がないとの経営方針の下で各施策に取り組んでまいりました。

地域密着型金融推進計画のうち、主要実施項目として取り組んだ取引先企業の経営改善支援については、債務者区分ランクアップ実績にその成果を得るとともに、その他の計画項目に付きましても、ほぼ計画通りの進捗状況となりました。

当組合との長期的な取引をベースに、地域における中小企業金融の円滑化を図り、地域金融機関として自ら経営力を強化しながら地域経済の活性化に取り組んでいく事は当組合の継続的な経営課題であります。

経営課題である地域経済活性化のため、これまでの 2 年間実施したアクションプログラムの成果と自己評価を踏まえ、新たな実施計画「地域密着型金融推進計画(平成 21～22 年度)」を策定し、各計画項目の実現に向け、組織全体の地域貢献意識をこれまで以上に高めながら取り組んでいく方針です。

計画の本質は、当組合の利用者等との長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉によるコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況を的確に把握、これにより企業等への金融仲介機能を強化する事にあり、全店あげてこれを実行いたします。

計画の内容につきましては以下に述べますが、計画の推進態勢としては再生支援室を計画推進の専担部署と位置付け引き続き取り組みます。

特に重点取組施策である要注意先等の経営改善支援による健全債権化には、再生支援室のほか外部コンサルタントも活用した支援態勢で臨みます。

平成 21～22 年度の推進計画における進捗状況については、経営陣も積極的に関りを持ち地域に根ざす協同組織金融機関としてひとつずつ実績を積み上げてまいります。

尚、「地域密着型金融推進計画」の各項目については、各年度終了後にその進捗状況についてホームページ等により公表いたします。

〔計画内容〕

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

(1) 企業再生支援（要注意債権等の健全債権化）に向けた取り組み強化

要注意先債権等の経営改善支援による健全債権化には、リレバン機能強化委員会および再生支援室が主体となって再生支援先を選定し、事業再生計画策定支援や公認会計士による経営相談等を継続して取り組みます。計画期間における年間ランクアップ率 50%を数値目標に掲げ、これを上回る実績となるよう営業店・リレバン機能強化委員会および再生支援室が一体となった支援体制をもって取り組みます。

(2) 創業・新事業支援機能の強化

創業・新事業支援機能の強化に向けた取り組み施策として、職員の融資審査能力（目利き能力）の向上、起業・新事業展開に関連する情報の提供、創業・新事業の成長段階に応じた適切な支援に取り組みます。

具体策としては、新事業に向け適切なアドバイスが出来るための能力向上に向けた通信講座（経営支援アドバイザー資格取得を目指すための講座）の受講を継続していくとともに、外部研修（上部団体である信用組合中央会主催の研修講座等）へも派遣します。また、各営業店における創業・起業等に関する情報収集力を高めることについても再生支援室が主体となって取り組みしていきます。

なお、新たな取り組み案として、女性起業家に対する専用支援ローンの商品化を検討中であり、この商品が新設された時には全店が集中的にこの商品を活用した創業・新事業の支援に取り組んでいく計画であります。

(3) 取引企業等に対する経営相談・支援機能の強化

取引先企業等に対する経営相談や支援機能強化に向けた取組策として、顧問契約を締結している公認会計士による「事業支援相談会」を開催して、経営改善策を提案いたします。また、経営改善に向けた提案内容については再生支援室と該当営業店長が一体となって進捗状況等をフォローする態勢で取り組みます。

この他、各営業店所在地の中小企業支援センターや商工会議所（商工会）等の連携を強化し、関連する情報交換を密にしていく態勢を継続していきます。尚、各営業店における商工団体との連携による情報収集や資金繰り相談に対しては、経営支援アドバイザー資格取得者が主体となって対応します。

各営業店の取り組み状況は、リレバン機能強化委員会において実施内容を把握し、実績を評価しながら地域金融の円滑化に向けた支援策をフォローします。

2．事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

(1) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進

担保や保証に過度に依存しない融資の推進策として、信用格付システムを活用した事業からのキャッシュフロー重視の融資審査態勢を整備のうえ、それぞれの融資先の実態に即した支援手法を実施して行きます。

第三者保証の利用にあたっては過度なものとならないよう、無担保・無保証の融資制度である「スクラム 300 (1000)」の利用促進と、平成 20 年 8 月 1 日から新たな融資商品として制度化した、個人事業者向け融資「パートナーズ」の利用拡大に積極的に取り組みます。

また、緊急特別融資保証制度を活用した積極的融資推進により、地域企業・事業者の資金繰り円滑化・改善に取り組んでいきます。

(2) 中小企業の資金調達手法を含め多様化する利用者ニーズに対応できる人材の育成

企業の将来性、技術力など事業価値を的確に評価できる能力、経営支援能力の向上など、事業再生や地域金融の円滑化に向けた人材育成には継続的に取り組みます。

計画期間内における人材育成プログラムとしては、職員の融資審査能力向上に向けた通信講座の受講と外部研修派遣（「創業・新事業支援講座」「中小企業支援スキル向上講座」「企業再生支援講座」）を計画的に実施します。

また、財務分析レベル向上を目的に、公認会計士を講師とした職員向け「財務分析（事業支）援講座」を開講して能力の向上を図っていきます。

事業再生ノウハウの蓄積を目的に通信講座を受講した職員には、経営支援アドバイザー資格取得を義務付け、有資格者の増加を図っていきます。

3．地域の情報収集を活用した持続可能な地域経済への貢献

(1) 多重債務者問題への積極的関り

地域における金融機関としての役割を担うべく、社会問題化している多重債務者問題解決への取り組みをこれまで以上に強化していく方針です。すでに平成 15 年から取り扱い実績がある「多重債務集約ローン」を活用した予防策、顧問弁護士等との連携を強化しながら過払い請求案件に対する親身な相談体制など、多重債務者問題に対する相談機能の充実に向け全店上げて取組んでいきます。

(2) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立

当組合の利用者に対する質の高いサービス提供を推進していく事を目的に、組合員向けの「利用満足度アンケート」を継続的に実施します。このアンケート結果から利用者ニーズ等を把握しながら、利用者より満足できるための経営改善に反映させるよう取り組みます。

(3) 地域の中小企業再生への貢献策等

地域全体の活性化に向けた取り組みとして、中小企業支援センターや商工会議所（商工会）等の商工団体と情報交換体制を強化し、地域活性化に向けた各種施策への推進をいたします。

以 上